

重 要

「婚姻前の氏にもどる者の本籍」欄は、大きく分けて3通りの記入例があります。

間違った記入をしてしまうと、届書の返戻や、御自身の希望とは異なる戸籍の記載につながるおそれがあります。下記の記入例のうち、御希望に当てはまるものを参考にされ、届書に正しく記入してください。

①婚姻前の氏にもどり、婚姻前の戸籍にもどりたい場合

婚姻前の氏に	☐ 夫	は	☒ もとの戸籍にもどる
	☒ 妻		☐ 新しい戸籍をつくる
もどる者の本籍	山口県 防府市 大字牟礼 1 3 8 番地番 4 (よみかた) やまぐち かずお 筆頭者の氏名 山口 和夫		

- ・婚姻前の本籍と、婚姻前の戸籍の筆頭者を記入してください。
- ・もとの戸籍がすでに除籍になっている場合、その戸籍にもどることはできません。
- ②の新しい戸籍をつくる方法を選択することになります。

②婚姻前の氏にもどり、新しい戸籍をつくりたい場合

婚姻前の氏に	☐ 夫	は	☐ もとの戸籍にもどる
	☒ 妻		☒ 新しい戸籍をつくる
もどる者の本籍	山口県 防府市 八王子二丁目 6 番地番 (よみかた) やまぐち はなこ 筆頭者の氏名 山口 花子		

- ・希望される新本籍と、婚姻前の氏で自らを筆頭者として記入してください。
- ・新本籍は届出時点で存在する地番にしか設定できません。
- 新本籍が設定可能かどうかについては、事前に市民課へ電話等で御確認ください。

③婚姻中の氏(現在の氏)を引き続き名乗りたい場合

婚姻前の氏に	☐ 夫	☐ もとの戸籍にもどる
もどる者の本籍	記入不要(同時に別の届出が必要)	

- ・欄内に何も記入せず、「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を同時に提出してください。